

令和6年11月19日

共 産 党

すべての被爆体験者を被爆者と認めることを求める
意見書（案）

長崎に原爆が投下された際、国が定める被爆地域外にいたため、被爆者と認められていない「被爆体験者」が訴えた裁判で、長崎地方裁判所は令和6年9月9日、原告44人のうち、15人を「被爆者」と認める判決を出した。

判決は、被爆地域外で「黒い雨」により被爆した人がいることを認めた一方、被爆者の認定にあたっては、原爆の放射線で健康被害が起きる「高度の蓋然性」（確実性）を証明する責任が原告にあるとし、15人以外は被爆者と認めなかった。

令和3年、広島高等裁判所は、被爆者とは、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定できない事情のもとに置かれていた者」だとし、認定要件から病気の発症も外した。「黒い雨」や飲食物摂取による内部被ばくの影響を広く認めるべきだとし、「疑わしきは原告の利益に」という方針を示し原告全員を被爆者と認めた。

当時の菅義偉首相は「同じような事情」の人について、「訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう早期に対策を検討する」との談話を発表し、国は上告せず判決は確定している。

一方、今回政府は、（１）「黒い雨」に遭ったこと（２）がんなどの11の疾病の発症という新しい要件をつくり、長崎については除外した。広島の確定判決に従わず新基準や分断を持ち込んだ国の責任は重大である。国は被害を矮小化する姿勢を抜本的に改めるべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、広島高等裁判所の確定判決に従い、すべての被爆体験者を被爆者と認めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣 } 宛